



# 「工損調査共通仕様書」の制定について（通知）

技術基準の種類:業務委託  
通知日:平成5年6月28日

発管第78号  
平成5年6月28日

部内各課長殿  
各土木事務所長殿  
鳥取空港管理事務所長殿  
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

## 「工損調査共通仕様書」の制定について（通知）

鳥取県土木部が施行する公共事業に係る工事に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理については「公共事業に係る工事に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日建設省経整発第22号建設事務次官通知）（以下「事務処理要領」という。）により行っているところであるが、事務処理要領第2条第5号（建物等の配置及び現況）、第4条（損害が生じた建物等の調査）及び第7条（費用の負担）の調査等を補償コンサルタントに委託する場合の「工損調査共通仕様書」を別添のとおり定め、平成5年7月1日から適用することとしたので通知します。

なお、これに伴い、「地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査仕様書」は廃止します。  
（別添省略）